
令和7年 第1回(定例)西米良村議会会議録(第8日)

令和7年3月14日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和7年3月14日(月曜日)午後2時30分開議

- 日程第1 諸般の報告 閉会中の継続調査に基づく報告
総務文教常任委員会 委員長 児玉義和
- 日程第2 諸般の報告 閉会中の継続調査に基づく報告
農林振興建設常任委員会 委員長 黒木敏浩
- 日程第3 議案第18号 令和7年度西米良村一般会計当初予算
- 日程第4 議案第19号 令和7年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計予算
- 日程第5 議案第20号 令和7年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計予算
- 日程第6 議案第21号 令和7年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計予算
- 日程第7 議案第22号 令和7年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業予算
- 日程第8 議案第23号 令和7年度西米良村簡易水道事業会計予算
- 日程第9 議案第24号 令和7年度西米良村下水道事業会計予算
- 日程第10 発議第1号 西米良村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸般の報告 閉会中の継続調査に基づく報告
総務文教常任委員会 委員長 児玉義和
- 日程第2 諸般の報告 閉会中の継続調査に基づく報告
農林振興建設常任委員会 委員長 黒木敏浩
- 日程第3 議案第18号 令和7年度西米良村一般会計当初予算
- 日程第4 議案第19号 令和7年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計予算
- 日程第5 議案第20号 令和7年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計予算

計予算

- 日程第6 議案第21号 令和7年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計予算
日程第7 議案第22号 令和7年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業予算
日程第8 議案第23号 令和7年度西米良村簡易水道事業会計予算
日程第9 議案第24号 令和7年度西米良村下水道事業会計予算
日程第10 発議第1号 西米良村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について

出席議員（8名）

上米良重光君	田爪 朝幸君
黒木 敏浩君	児玉 義和君
瀨砂 恒光君	瀨砂 征夫君
上米良 玲君	白石 幸喜君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 中武敬一朗君	書記 畑中 哲哉君
-----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

村長 …………… 黒木 竜二君	教育長 …………… 野添 和洋君
総務課長 …………… 渡邊 智紀君	むら創生課長 …………… 吉丸 和弘君
会計管理者 …………… 石崎 佳代君	すまいる課長 …………… 瀨砂 真二君
福祉健康課長 …………… 黒木 敦郎君	村民課長 …………… 久富 崇君
建設課長 …………… 上米良 敦君	農林振興課長 …………… 中武 賢治君
教育総務課長 …………… 河野 晃教君	診療所事務長 …………… 土居 博和君
代表監査委員 …………… 黒木 正近君	

午後2時30分開会

○事務局長（中武敬一郎君） 一同、御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（白石 幸喜君） ただいまの出席議員は8名です。定足数に達していますので、ただいまから令和7年第1回西米良村議会定例会第8日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

議事に入る前に、議案第11号、令和6年度西米良村一般会計補正予算（第8号）について、すでに本会議において可決されておりますが、保留されておりました1番、上米良重光議員の質問に対する回答をお願いします。

村民課長の発言を許します。

○村民課長（久富 崇君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村民課長。

○村民課長（久富 崇君） ただいま議長よりありましたとおり、上米良重光議員より質問のありました公共施設管理に係る業務委託料1,015万3,000円の減額内容について回答させていただきます。

まずこの委託料には越野尾活性化センター設計委託料の他、宮崎市の米良寮跡地の土地評価業務委託料、米良寮跡地の賃貸借契約満了に伴うトラブル防止のための弁護士費用委託料を計上しておりました。

そして越野尾活性化センターの設計請負金額の執行残が903万5,000円、米良寮跡地の土地評価業務委託料の執行残が61万8,000円、弁護士費用は使わずに済んだため、予算計上しておりました50万円がそのまま執行残となり、合わせた金額が1,015万3,000円となったことから、今回減額したものです。

以上です。

○議長（白石 幸喜君） 説明が終わりました。1番、上米良重光君、よろしいでしょうか。

○議員（1番 上米良 重光君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 1番、上米良重光君。

○議員（1番 上米良 重光君） 了解しました。

○議長（白石 幸喜君） 続いて諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を

求めることについて、お手元に配付している正誤表のとおり、別紙に修正がありました。

すでに可決をしておりますが、村民課長の発言を許します。

○村民課長（久富 崇君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村民課長。

○村民課長（久富 崇君） 失礼いたします。

ただいま議長の方からお伝えいただきました諮問第1号ですが、別紙に推薦者の生年月日の記載が漏れておりました。事前の確認不足で大変申し訳ございませんでした。

正誤表下段のとおり修正をお願いいたします。

以上です。

日程第1. 諸般の報告

○議長（白石 幸喜君） それでは、日程第1、諸般の報告を行います。

この報告は会議規則第72条、閉会中の継続調査に基づく報告であります。

総務文教常任委員会委員長児玉義和君の報告を願います。

○総務文教常任委員長（児玉 義和君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 委員長、児玉義和君。

○総務文教常任委員長（児玉 義和君） それでは、総務文教常任委員会の継続調査報告を行います。

本委員会におきましては、地域おこし協力隊の現状を把握し、本村への移住定住の促進に寄与するため、令和5年度から継続調査を実施してきました。今年度は近隣の特にユニークな取り組みを行っている椎葉村に伺い調査を行いました。

期日は令和7年1月29日。椎葉村交流拠点施設カテリエにおきまして、出席者、総務文教常任委員4名、他むら創生課、渡邊課長補佐、議会事務局、畑中書記の6名でございました。

調査内容につきましては、椎葉村における地域おこし協力隊の現状について、お答えいただきましたのは、椎葉村議会議長の岡村議長、地域振興課長、地域振興課企画グループ長、地域おこし協力隊隊員4名、協力隊OB2名の計9名が応対をいただ

きました。

研修の要領につきましては、事前をお願いをしておきました質問事項に対して、担当者の方から回答をいただき、その後質疑応答の形式で実施いたしました。

まず、担当者からの回答抜粋でございますが、主なものを報告いたします。

まず、協力隊員制度はいつぐらいから導入しているのか、またそのきっかけはどうであったのか、ということに對しまして、平成27年度からこの制度を導入。きっかけは、UIターン促進と地域課題解決のマンパワー確保を目的として始められたということでございます。ちなみに第1号の着任は観光系のミッションであったということでございます。

次に現在の隊員数、それから任務終了後の定住者とはという質問に對しまして、現在は隊員数は20名で、椎葉村が募集した様々なミッションについて活動をしている。協力隊OBについては20名で、そのうち11名が村内に残り働いており、55%という高い定住率を出している。隊員は役場の担当者も含めて月1回のミーティングで情報交換を行っており、活動内容を村民に知ってもらうことが目的の「協力隊だより」を月1回で発行している。この広報誌の発行も自分たちで行っており、その編集も隊員全員が関わる体制となっているため、隊員同士が会うことが多く隊員同士の仲は非常に良好であるとのことでした。このことは、椎葉村交流拠点「カテリエ」で働く隊員が多いこと、施設カテリエが夜9時まで開館していることなど、隊員が集まりやすい場所があることもその要因ではないかと感じたところであります。

質問の3つ目、活動予算について。活動予算については、50万円を上限とした特別交付税措置対象の補助事業にて対応しており、隊員は自分が必要な活動に関してプレゼンを行い、予算要求を行っている。隊員は自分で予算請求をすることにより、活動イメージの明確化ができ、行政側としても初年度からプレゼンという形で定期的に意見や希望を聞くことで、2年度以降の自立に向けた支援がしやすい。隊員と役場が目的に向かって併走できるということです。

質問の4つ目、現在椎葉村が取り組んでいる「秘境の分筆化」について、「秘境の文筆家」とは、4名の現役または新人の作家に椎葉村に住んでもらって、村から給料をもらいながら小説を書くというミッションであります。まだ始まったばかりの取り組みではありますが、概ね半年に1つの作品を書き上げ商業出版することを目的

として、それを目指し、作家には活動をしてもらっているとのことでした。この事業の発端は、図書館の司書として働く隊員が著名な直木賞作家の方に椎葉村に来てもらえるようアプローチしたことで生まれたミッションであるということでした。この椎葉村の図書館は前村長の思いから生まれた施設で、この図書館だけで3名の隊員が司書として働き、魅力的な図書館となっております。このような施設が人を呼び寄せる拠点になっていると感じました。

この後、各委員からの質問に対して回答をいただきました。

任期終了後、なかなか定住に繋がらない問題についてはどう考えるか。3年間という期間限定された中で、「村になかった新たなものを生み出してもらおう」ということを椎葉村としては重視している。そのあとの定住については、他の市町村同様厳しい問題である。しかしながら新しいことにチャレンジするマンパワーとしての協力隊制度は有効であると思う。もちろん、新しいチャレンジだから確実に成功するとは限りません。ですから、協力隊員に対しても、チャレンジしてもうまくいくとは限らないよというような感じで募集をかけ、ある程度リスクも感じて、覚悟してもらわなければと思っている。今取り組んでいる文筆家の文学チャレンジ的なミッションでは、期間終了後に作家が定住することはあまり期待できないが、椎葉村にまつわる新たな作品が残って次に繋がればよい。その文化的なことを支援する村とか、そういうスタンスが発信できればよしと考えている。

次に隊員の皆様へ、目的を持って椎葉にこられたのか、椎葉に来てから仕事を探したのかという質問に対して、現役4名の皆さんから話を聞きましたが、自分の求める仕事を探していたらたまたまそこが椎葉村であったということでした。椎葉のことは後から知ったという隊員もおられました。4名の隊員はそれぞれ、山や自然に関わる仕事、観光開発やアウトドアに関わる仕事、美術系の仕事、eスポーツやプログラミングの仕事等々、自分のやりたい仕事で、なおかつある程度自主性に任せて自由に仕事ができるという募集に惹かれて、応募したということでありました。OBの2名は、逆に椎葉のような秘境に住みたいという気持ちが先で仕事は色々やってきたとのことでした。OBの1人は同じ協力隊OBが立ち上げた合同会社に就職し、コミュニティビジネスの支援や特定地域づくり事業協同組合の業務に従事、もう1人は自分で一般社団法人を立ち上げ、移住定住促進事業やキャンプ場の改修など椎葉村の暮らしを

よくするための活動に取り組んでいるとのことでした。椎葉に住むことが目的であるが故に椎葉村のためになる仕事なら何でもやって、ないなら作るといった思いから起業へと繋がったのではないかと感じたところでした。

椎葉村の移住サイト「スマウト」の募集は協力隊員の方が取り組んでいるのか。当初から募集広告は隊員が担当している。行政や業者が行うよりもよりよく伝わりやすい内容になると思う。募集への対応も隊員ならいつでも素早く対応できる。隊員募集は、移住人口の入口であるので、広告を見て移住先に行ったらどのようになるかというイメージしやすくする募集広告でなければならない。やることをしっかり作り込んで募集する自治体と、椎葉のようにイメージだけ持たせてある程度は自由に活動してもらうという自治体があるが、その自由度の高さがあるがゆえに、椎葉村には協力隊員が多く来ている理由の1つではないかと感じたところでもあります。

終わりに、今回の研修中、隊員同士が楽しそうに言葉を交わし合っている様を見て、本当に仲が良いのだなということを感じました。この雰囲気だからこそ隊員が活動しやすく、後々定住やその口コミによる次の隊員への良い繋がりになるのかなと感じたところです。また、その活動をサポートする頼りがいのあるOBがいることも大きいと感じました。

今回の調査で、椎葉村の先進的な取り組みを調査することができました。本制度の取り組み方が本村と異なる部分が多く見え、考え方を変えなければならない部分もあると感じたところでした。今回は本村の担当者も同行願いましたので、椎葉村の取り組みの良いところ、本村へのアドバイス等理解してくれたことと思います。本村もこの制度に対するブラッシュアップを考えているとのことでしたので、この結果を踏まえ、よりよい制度となり、事業成果が上がることを期待して、調査報告といたします。

なお、継続して調査して参りました、地域おこし協力隊制度についての調査は、今回で終了いたします。

以上です。

○議長（白石 幸喜君） 報告が終わりました。ただいまの委員長報告について質疑があればお受けいたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 質疑なしと認めます。

これで総務文教常任委員会報告を終わります。

日程第2. 諸般の報告

○議長（白石 幸喜君） 日程第2、同じく閉会中の継続調査に基づく報告を行います。

農林振興建設常任委員会委員長、黒木敏浩君の報告を願います。

○農林振興建設常任委員長（黒木 敏浩君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 委員長、黒木敏浩君。

○農林振興建設常任委員長（黒木 敏浩君） それでは、農林振興建設常任委員会の継続調査につきまして、報告を申し上げます。

令和5年から6年度の2カ年にわたり、農林振興建設常任委員会の継続調査を行いましたので、その結果について報告いたします。

人口減少により、あらゆる分野で人材不足が問題になり、本村の主産業である農林業についてもその影響が大きくなっていることから、調査内容を「農林業の人材不足対策」として調査の項目を労働力不足対策、後継者不足対策、農林業への就業の魅力アップといたしました。今回の報告には一部令和5年度の内容も含めて報告いたします。

調査はまず村内の関係機関への聞き取りや意見交換を行い、現状と問題点の把握を行いました。その結果、林業では伐採や造林の必要量に対して作業班が不足しており、作業量を調整する場合があるということでした。作業班の確保については、森林組合FK隊の給料制の導入、森林環境譲与税を利用した酷暑対策などの環境改善が行われています。農業では、家族経営の場合には、人手は充足をするが、単独の場合には不足をしており、作業の一部が滞る場合があるという現状も見えてきました。

また、収穫期には人手が不足するので、知人や親戚の協力を得て何とか対応しているが、収穫期のみ的人员確保は大きな課題となっています。こういった作業に対して、求人サイトが運営されており、これはおてつたびというんだそうですけども、これを通じて数名の方が作業に従事いただいた実績があり、有効な手段ではあるものの、料金が高額だということがネックになっているということでした。農林業の就業

者は高齢化し、後継者のいない世帯が増えているため、後継者の確保は喫緊の課題となっています。このため、県や村では新規就業者に対する様々な資金面、技術面の支援策を用意していますが、新規就業者となる人材をどう確保していくかが重要となっています。

次に先進地視察ですが、行政調査についても、継続調査に沿った内容で実施し、県外の町村の取り組み状況の視察を行いました。労働力の確保では、特定地域づくり事業協同組合を設立し、雇用した従業員を収穫期の農家に派遣する取り組みや、レスキューと呼ばれる参加者が一定の料金を支払い、宿泊施設・食事・体験の提供を受けながら、収穫期の農作業にも従事するという取り組みを視察いたしました。後継者確保では、ゆず栽培の新規就農者に耕作放棄地などを活用した土地を貸し付け、資金面、技術面の支援を行いながら、自立までをサポートし、将来的には500万円以上の収入を目指すという取り組みを視察いたしました。農林業の魅力アップとしては、ゆず栽培において、低樹効果や徹底した品質管理によるブランド化を図る取り組み、また反対に収穫量の増を図り、特定の企業に加工用として販売することで収入を上げる取り組み、山林伐採後の再生林を行うにあたって、今までの杉・桧に変えて地元の特産品の材料となる樹種を植え、そこから収入を得て広葉樹の森づくりをするという取り組みの視察を行いました。また、水上村で林業の会社を営む経営者にお話を伺いました。人吉・球磨地方では、林業を営む会社や個人が50社ほどあり、激戦区となっているとのことでした。経営者の方は40代で、最初は森林組合で働き、その後独立して会社を設立されています。社員は一般の募集では集まらないので、知人などの知り合いを通じて確保し、現在は8名を雇用されており、社員に対しては気軽に意見が交えられる環境を作り、悩みの解消や仕事の改善につなげられています。また経営状況も常に共有し、現場ごとに儲かる作業工程を組んで作業を行い、そこで得られた利益は社員に還元しているということでした。

若い社員の林業に対する気持ちを大切にしている、林業でやっていきたいという社員には1人前になるまでしっかりサポートし、他の道に進みたいという際には、気持ちよく背中を押して送り出しているということです。現在は造林が中心ですが、今後は社員を増やし、伐採も手がけていきたいと抱負を語られていました。林業に強い気持ちを持ち、熱く語られる姿に私たちが元気をいただき、農林業にはこのようなりー

ダーが必要だと改めて感じました。

本村の現状や視察等での情報を勘案したときに、1つの方向性として次のようなことがいえるのではないかと思います。収穫期の労働不足、労働力の確保については、先ほど述べましたレスキューの取り組みのように、お金を払って観光や交流を楽しみながら農作業を体験もしたいという方もいらっしゃるので、このような方を取り込む方策を検討することも必要ではないか。後継者の確保については、後継ぎが帰ってこないという状況もあるため、地域おこし協力隊のように移住を考えている方が、3年後、5年後、10年後に、自立した自分の姿が描けるような計画を策定し、資金面・技術面の支援を行いながら、事業継承や入植に至るまでのサポート体制の構築が必要だと思います。これにつきましては、新年度予算に関係の予算が計上されておりますので、期待をしたいというふうに思っております。

今農作業に従事している若い方は、今後リーダーとなって新規就業者の指導や事業の充実・拡大によって、本村の農林業を牽引していただく方々です。この方々がリーダーとなれるよう必要な支援をしていくことは、最も必要なことではないかと感じています。

今回の報告は、2ヵ年で行った継続調査の最終報告といたしますが、この問題は簡単に解決するものではないと思っていますので、最重要課題として、今後も取り組んでいくことといたします。

以上で報告を終わります。

○議長（白石 幸喜君） 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告について質疑があればお受けいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 質疑なしと認めます。

これで農林振興建設常任委員会報告を終わります。

日程3. 議案第18号

○議長（白石 幸喜君） 日程第3、議案第18号、令和7年度西米良村一般会計当初予算を議題とします。

本案は、さきの本会議において、一般会計予算審査特別委員会に付託されていますので、委員長より審査の報告を願います。

○一般会計予算審査特別委員長（上米良 玲君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 一般会計予算審査特別委員会委員長。

○一般会計予算審査特別委員長（上米良 玲君） 一般会計予算審査特別委員会に付託されました議案第18号、令和7年度西米良村一般会計当初予算の審査について報告をいたします。

審査日は3月11日水曜日、出席者は全委員、教育長、各担当課長、会計管理者、議会事務局長、書記です。

審査方法については、一般会計予算書に基づきページごとに委員の質問に担当者より答えていただきました。

歳入歳出の予算総額は30億2,900万円で、前年度より1億6,104万7,000円の減額予算となっております。

主な質疑について申し上げます。

企業版ふるさと納税アドバイザーの内容はの問いに、内閣府の企業版ふるさと納税マッチングアドバイザー制度を活用し、企業版ふるさと納税に関して助言をいただく予定としており、2回から4回程度の研修も行いたいと考えている。

ガバメントクラウドの内容はの問いに、デジタル化の推進に向けて地方自治体で持っている業務、基幹システムの統一を進め効率化を図る。基本的には、政府が持つクラウド上にそれぞれの自治体がシステムを再構築して統一標準化したものを構築していくことになる。

構築費用については国の補助が出るが、システムの保守料などの負担が多少増えてくると考えられる。

越野尾活性化センターの建設工事の内容はの問いに、経費として1億6,000万円、管理委託450万円を計上している。延べ床面積は298.5㎡で、内訳は集会所296.5㎡、消防詰所29㎡で別棟ではなく、一体化したような形となる。その中に食品加工施設も併設される。着工は6月末予定で令和8年度2月完成予定としている。

地域未来創生スクールの内容はの問いに、地域づくりを担う地方自治体職員を対象に、地域の未来を担う実践力を備えた人材を育成することを目的に、ふるさと財団が

令和7年より始める研修となる。職員1名の派遣を予定している。

ふるさと再生事業と保育留学の内容はの問いに、ふるさと再生事業では農業とリモートワークなど複合経営をなりわいとし、西米良に移住定住していく方を募る内容と観光ツーリズムの創出、DMO観光地域づくり法人の立ち上げを目指すこと、西米良村の魅力の再発見・発信をしていく内容となる。保育留学は、都市部の子どもたちを田舎の保育園に1週間ないし2週間滞在してもらい、自然や地域の人々との触れ合いを通じて成長することを目的とする事業だそうです。

カップリングイベント補助金の内容はの問いに、組織づくりに時間を要してしまっただが、何とか軌道に乗り先日はカップリングイベントを開催することができた。村外から女性に来ていただき連絡先を交換するなど、打ち解け、今後に続きそうだと感じた。新年度についても、国の補助金を活用し実を結ぶ取り組みを組織の方々と話し合いを行いながら進めて参りたい。

免許返納者商店街利用券の利用状況はの問いに、1人当たり14万4,000円交付させていただいている。期限については設けていない。一括で使われる方や少しずつ使われる方、それぞれにいらっしゃる状況である。今後利用者が増えてくると思われるので、その都度利用者に利用等のお話をさせていただきたい。

広域的バス路線運行補助金の内容と見直しの時期に来ているのではないかの問いに、宮崎交通に支払っている運行費用の中の運賃収入を差し引いた金額に西米良村が86.47%、西都市が13.53%の案分率で計上している。見直しについては大きな問題であり、慎重な協議が必要だと考えている。時間を要すると思うが検討して参りたい。

空家改修の予算は足りるのかの問いに、空家改修事業については、県より、2/3の補助をいただき実施している。先に可決いただいた空家等対策の推進に関する条例の空家等対策計画に位置付けできれば国の補助金も活用できるが、補助金活用については協議を重ねて参りたい。

地域活性化企業人の内容はの問いに、総務省の事業で3大都市圏の企業等に勤務しながら本村で副業を行っていただく事業になる。派遣期間は6ヶ月以上3年以内で、月4日以上かつ月20時間以上の勤務に相当する業務を行うことなどが条件となり、特別交付税措置がなされる。

Uターン応援奨励金の内容は、村出身者のUターンを促進し、人口の維持と地域の担い手づくりを図るために新設するものである。交付対象者は出生から15歳までの間に3年間以上住民登録された方で、定住の意思を持って今年の4月1日以降に転入された満18歳以上40歳未満の方が対象となる。奨励金については移住奨励金と定住奨励金の2段階の支援を考えている。

米コンテスト優良米の利活用についての問いに、現在米コンテストの製品米には、優良米のステッカー等を配布するなどの支援に限られている。昨今の米不足の状況や西米良村の米の質が見直されていることなどを踏まえ、ふるさと納税の新品に繋がるものと考えている。関係機関と連携を図りながら協議して参りたい。

ゆず青果販売と新商品開発委託の内容はの問いに、西米良のゆずは調査の結果から香りの高さが認められており、個包装を活用することにより長期保存できる。野菜のソムリエや販路を持ったバイヤーの方々に業務を委託し、卸業者や飲食店等に付加価値をつけて卸すことでゆず生産者の所得の向上を目指すものである。生産者の技術の技術力の違いがあるが、その成功モデルを作ることで新しい生産者の意欲の向上に繋がるよう検討して参りたい。

温泉施設の全体的な見直しの時期に来ているのではの問いに、温泉がオープンして25年が経過している。1度リニューアルは行ったが、老朽化が進んできていることから検討すべき時期が来ていると考えているので、前向きに検討させていただきたい。

温泉福祉施設の後の宿泊施設料金についての問いに、料金設定については株式会社米良の庄が専門家と検討をしているところです。宿泊プランを作ることで旅行予約サイトなどの利用もできることから、専門家の意見を聞きながら稼げる観光地にするため、しっかり検討を進めて参りたい。

鮎中間育成施設の今後の利用方法と漁協を独立させる考えはの問いに、鮎中間育成施設は村の施設ではあるが、土地については井戸内養魚場名義となっているため、無償で貸し付けを行っている。漁協の独立については漁協の役員の皆様と協議をさせていただいたが、独立させるというような方向には進んでいない現状にある。

毎木調査用機械購入の内容はの問いに、小さなバックを背中に背負い山林の中を歩くだけで、背中のバックから発信されるレーザーの反射を利用し森林の3Dデータを

制作することができる機材で、従来の機器に比べ大幅な時間と労力の削減が見込まれる。立木の直径や曲がりなどの情報も取得できるが、低木などがあると正確に測れないこともあるので除伐などを行う必要がある。

商工会運営補助金増額の理由はの問いに、令和8年度から経営指導員が西米良村商工会、木城町商工会、西都市三財商工会での合同設置となり西米良村商工会に事務局コーディネーターを設置する必要があるため、令和7年度中に人材確保を行って業務引き継ぎを行うため、半年分の人件費を計上しているとのことでした。

かりこぼ一ず商品券の内容はの問いに、令和6年度に行ったものと同じ形になると考えている。村民1人当たり1万円の商品券を発行し、商店街の売り出しに合わせられればよいのではと考えているが、予算が通り次第商工会と打ち合わせを行い、考えていきたいということでした。

上米良住宅用地復元測量の説明と用地の募集はの問いに、上米良住宅用地4区画の復元測量と竹原山村定住住宅の分筆を予定している。上米良住宅用地の測量が終了次第、販売促進を進めて参りたい。

村営住宅修繕の計画はの問いに、去年は給湯器の入れ替えを行ったが費用がかかったため、今回は去年を考慮し予算を計上させていただいた。

村所小創立150周年記念事業の内容はの問いに、明治9年6月に創立、令和8年6月で150周年を迎えるにあたり、令和7年度に検討委員会を設立し、記念誌を700冊ほど印刷製本し全世帯、関係者に配布等を行いたいと思っている。

村営塾等業務委託の内容はの問いに、東京大学生による塾から宮崎大学との塾契約を進めている。東大から宮大に変えることで塾の日数が増え、強化も全教科になり夏期学習では講師を増員することにより個別指導を充実させる意味合いもある。また、大学の研究材料として大学の先生方が積極的に関わっていただくメリットもある。

神楽運営補助金の見直しの考えはの問いに、現在、村所神楽保存会に4万5,000円、小川、越野尾神楽保存会にそれぞれ3万円を交付している。それとは別に文化承継事業補助金として夜神楽を一晩中された場合は10万円、半夜開催の場合は5万円を交付している。決算状況を調べさせていただき、補助金等の検討をさせていただきたい。

新しい形のメラリンピックの開催とはの問いに、メラリンピックについては、小中

学校と村民の運動会として実施しているが、10月、11月に色んな行事が重なっているということもあり、ふたば園も合同でのメラリンピックが開催できないかということについて検討をしている。令和7年度については従来通りの開催を予定している。

以上のような質疑がなされ、慎重に審査いたしました結果、議案第18号、令和7年度西米良村一般会計当初予算につきましては、原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上報告を終わります。

○議長（白石 幸喜君） ただいま、委員長の報告が終わりました。

本案については全員により審査いたしましたので、質疑は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 異議なしと認めます。よって、質疑については省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告とおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。

したがって議案第18号、令和7年度西米良村一般会計当初予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4．議案第19号

日程第5．議案第20号

日程第6．議案第21号

日程第7．議案第22号

○議長（白石 幸喜君） 日程第4、議案第19号、令和7年度西米良村特別会計国民健

康保険事業勘定会計予算、日程第5、議案第20号、令和7年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計予算、日程第6、議案第21号、令和7年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計予算、日程第7、議案第22号、令和7年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業予算の4議案を一括議題とします。

本案は、さきの本会議において、保険事業特別会計予算審査特別委員会に付託されていますので、委員長より審査の報告を願います。

○保険事業特別会計予算審査特別委員長（児玉 義和君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 保険事業特別会計予算審査特別委員会委員長、児玉義和君。

○保険事業特別会計予算審査特別委員長（児玉 義和君） それでは、さきの本会議により、保険事業特別会計予算審査特別委員会に付託されました議案第19号、令和7年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計予算、議案第20号、令和7年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計予算、議案第21号、令和7年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計予算、議案第22号、令和7年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業予算についての審査を行いましたので報告をいたします。

審査日は、令和7年3月11日火曜日、出席者は特別委員会全委員、福祉健康課課長、他各担当職員並びに診療所事務長、議会事務局の2名でした。

まず議案第19号、令和7年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計予算について報告をいたします。

主な質疑の内容は、役務費の中に「子ども子育て支援金制度」システム改修とあるが、令和8年度導入に係るシステム構築のことかとの問いに、令和8年度からの新制度である。児童手当の拡充や少子化対策の財源として、後期高齢者を含む医療保険制度の加入者全体で負担するもの。子ども子育て支援金制度の均等割については、18歳以上の被保険者が18歳未満の被保険者分の保険料を負担するというところで制度がスタートする。

賦課徴収の役務費、保険料収納手数料とあるが、QRコード決済分も含まれているのかとの問いに、今回はQRコード決済分は入っていない。およそ150世帯10期分に係る収納手数料として計上している。

保険給付費、一般被保険者高額療養費が昨年に比べて200～300万円ほど増額されているがとの問いに、昨年度の一般被保険者療養費、一般被保険者高額療養費の補

正予算を鑑みて、増額予算を計上した。

以上のような質疑がなされ、議案第19号、令和7年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計予算につきましては、原案のとおり承認すべきものと決しました。

続きまして議案第20号、令和7年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計予算について報告をいたします。

主な質疑の内容、診療所一般管理費、委託料の中の業務委託料616万8,000円と使用料及び賃借料の中の賃借料293万9,000円の内容説明をとの問いに、委託料の増額は診療所全施設のエアコンの分解洗浄を予定するもの。賃借料の減額は、在宅酸素の賃借料を今年度からは医業費の賃借料に計上したため、総務費の賃借料が減額になったものである。

医業費、機械器具購入費の中の備品購入費938万円の内容はとの問いに、病室での入院患者の状態をナースステーションで把握できるモニターを4台購入予定で計上したものである。

医業費、消耗品器材費の中の委託料で、保守委託料478万2,000円、業務委託料440万円の内容と賃借料497万2,000円の説明をとの問いに、保守委託については、レントゲン画像システムの更新、改修費、ポータブルレントゲンエックス線装置とレントゲンシステムとの連携業務を委託し、AIを活用した診療を目指すものである。賃借料については、在宅酸素の経費に係る金額を420万円ほど計上している。

雑入、診療所収入、人生100年時代づくり地域創生ソフト事業交付金300万円の説明を願いたいとの問いに、公益財団法人地域社会振興財団の地域医療従事医師養成事業というメニューで県を通じて申請するもの。現在は三財病院からの応援診療、代直の先生方の経費に充当させていただいている。

診療所の診察待ちの時間が長いという話を聞く。完全な予約制ではなく、半分くらいは予約制にすれば患者待ちの時間が少しは短くなるのではないかととの問いに、この件については以前から声が上がっている。公民館長会の中でも指摘を受けたところである。ご迷惑をおかけしているのは承知している。医師の先生方や看護師職員にもしっかり周知しているところである。従事者は健診、検査をはじめそれぞれの仕事に従事しており、時間を持て余している状況ではありません。指摘のありました件を含め上司、医師、看護師と相談しながら改善を図っていく。

以上のような質疑が行われ、議案第20号、令和7年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計予算については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

続きまして議案第21号、令和7年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計予算について報告いたします。

主な質疑の内容、一般管理費、役務費、総合行政システム保守料110万4,000円が計上されているが、新しいシステムのことかとの問いに、システムは新しいものではなく、総務課の方で管理していた分を介護保険会計の方で支払うこととなったものである。

認定調査等費委託料、認定調査委託料3万6,000円が計上されている。昨年より減額されているが、申請が減ったということかとの問いに、申請が減った、減少したのではなく、地域包括センターに審査の委託をしていたが、直営となり委託料が不要となったもので減額したものである。

施設介護サービス給付費負担金、補助金及び交付金の中の施設介護サービス給付費8,520万円が計上されているが、特老天包壮の関係費用と考えていいのかとの問いに、これは特老天包壮だけに限ったものではなく、特老をはじめ、すべての施設について入所者の施設利用料として計上しているものである。

予算項目に新たに款-4、地域包括支援センター事業費が計上されているがとの問いに、令和6年度から地域包括支援センターを直営とし体制を整えたが、話がまとまった時点で予算の方を村の直営にすることができなかつたため、令和7年度から新しく計上したものである。

総合相談事業費委託料の服薬管理委託料420万円とあるが高齢者ハウスの委託料か、具体的な内容はとの問いに、福祉住宅の委託料ではない。にしめら薬局の方に独居高齢者の方や自分で服薬の管理が困難な方に対して、その服薬の管理や服薬についてのすべての事項をお願いしているものである。

以上のような質疑が行われ、議案第21号、令和7年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計予算については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

最後に議案第22号、令和7年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業予算について報告いたします。

主な質疑の内容、一般管理費委託料のシステム改修委託料99万円と使用料及び賃

借料の総合システム利用料14万1,000円の説明をとの問いに、システム改修については、子ども子育て支援金制度の改正により、後期高齢者会計からも支払うこととなったための改修費。総合行政システムの利用料は、総務課で一括払いしていたものを後期高齢者会計で支払うことになったものである。

以上のような質疑が行われ、議案第22号、令和7年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業予算については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で保険事業特別会計予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（白石 幸喜君） ただいま、委員長の報告が終わりました。

議案第19号から議案第22号に至る4議案については、全員により審査いたしましたので質疑は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号から議案第22号に至る4議案の質疑については省略することに決定いたしました。

ただいまより委員会付託の4議案について、議案番号順に討論、採決を行います。なお、採決は起立によることといたします。

まず議案第19号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号を起立により採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。

したがって議案第19号、令和7年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第20号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号を起立により採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって議案第20号、令和7年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第21号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号を起立により採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。したがって議案第21号、令和7年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号を起立により採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって議案第22号、令和7年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第23号

日程第9. 議案第24号

○議長（白石 幸喜君） 日程第8、議案第23号、令和7年度西米良村簡易水道事業会計予算、日程第9、議案第24号、令和7年度西米良村下水道事業会計予算の2議案を一括議題とします。

本案はさきの本会議において、水道事業会計予算審査特別委員会に付託されていますので、委員長より審査の報告を願います。

○水道事業会計予算審査特別委員長（黒木 敏浩君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 水道事業会計予算審査特別委員会委員長、黒木敏浩君。

○水道事業会計予算審査特別委員長（黒木 敏浩君） それではさきの本会議で水道事業会計予算審査特別委員会に付託されました議案第23号、令和7年度西米良村簡易水道事業会計予算、議案第24号、令和7年度西米良村下水道事業会計予算の2議案の審査を行いましたので報告いたします。

審査日は3月11日火曜日、全委員、建設課長、各担当職員、議会事務局職員です。

まず議案第23号、令和7年度西米良村簡易水道事業会計予算について報告いたします。

主な質疑について申し上げます。

人口減少で水道料金は減少している反面、維持費が増えていく状況の中、値上げは検討しているのかの問いに、令和7年度に経営戦略の策定が終わった段階で、下水道とあわせて料金改定を協議していく。

簡易水道経営戦略策定業務委託の内容はの問いに、令和6年度で実施したストックマネジメント調査に基づいて、修繕計画や料金改定に向けての経営戦略策定の業務委託である。

起債償還のピークはいつかの問いに、現在のところは令和6年度がピークとなっている。

上米良地区の水道整備工事の進捗状況及び給水開始時期はの問いに、導水管工事、配水管工事が3月末に完成予定である。令和7年度に次期工事を発注するが、機器の購入等が遅れており、わかる時期が来たら改めて報告する。

遠方監視装置設置工事の内容はの問いに、現在使用している2種類の装置のうち、ドコモのFOMA回線が廃止となるため、越野尾地区、桐原地区、松之本地区、竹原地区の監視装置の入れ替えを行うものである。

収入の割には莫大な経緯がかかり、減価償却費も多くない状況で、機能交換や施設の改修などでは補助金などでの対応となるのかの問いに、経営戦略を策定することで補助金の対象となるので、活用しながら施設の老朽化に対応したい。

水道管の耐震化は計画的に検討すると聞いているが、上米良地区の工事終了後の計画はあるかの問いに、上米良地区の工事の次は横野地区の浄水場導水管等の改修を計画しているので、耐震化の計画はその後に行う。

横野地区の工事の内容と時期はの問いに、中武勝文さん宅の奥の谷に浄水場を設置し、対岸までのすべてを計画しており、令和9年度から事業着手できないか調整している。

貸借対照表の未収金2,100万円の内容は、職員が少なく負担が多いと思うが、メーター検針は正式に委託しているのかの問いに、未収金については令和6年度の災害復旧の国庫補助金等がまだ納入されていないもの。メーター検診については、1名の方に6月から半年ほどやっていただいているが、年間を通してやっている方を募集しているが、応募がなく苦慮している。

以上のような質疑がなされ、慎重に審査を行った結果、議案第23号、令和7年度西米良村簡易水道事業会計予算については、原案のとおり承認するものと決しました。

次に議案第24号、令和7年度西米良村下水道事業会計予算について報告いたします。主な質疑について申し上げます。

処理場費の下水処理場水質検査料は、本年は総係費にあったが組み替えかの問いに、科目の見直しで処理場費に計上した。

以上のような質疑がなされ、慎重に審査を行った結果、議案第24号、令和7年度西米良村下水道事業会計予算については、原案のとおり承認するものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（白石 幸喜君） ただいま、委員長の報告が終わりました。

議案第23号、議案第24号の2議案については、全員により審査いたしましたので、質疑は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 異議なしと認めます。

よって議案第23号、議案第24号の2議案の質疑については省略することに決定いたしました。

ただいまより、委員会付託の2議案について、議案番号順に討論、採決を行います。なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第23号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号を起立により採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。

したがって議案第23号、令和7年度西米良村簡易水道事業会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第24号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号を起立により採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって議案第24号、令和7年度西米良村下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10. 発議第1号

○議長（白石 幸喜君） 日程第10、発議第1号、西米良村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案は、提出者、瀨砂恒光君をして提出されています。提出者、瀨砂恒光君から提案理由の説明を求めます。

○議員（5番 瀨砂 恒光君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 5番、瀨砂恒光君。

○議員（5番 瀨砂 恒光君） ただいま上程いただきました発議第1号、西米良村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

第208回国会において成立した「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」は、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することなどを内容とするものです。当該内容に対応する改正規定は令和5年政令第318号、「刑法等の一部を改正する法律」の施

行期日を定める政令により、令和7年6月1日から施行することとされています。条例や規則中に「懲役・禁錮」の字句が含まれる場合には、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の施行日までに、これらを「拘禁刑」に改める等の改正を行う必要があるため、今回西米良村議会の個人情報の保護に関する条例を改正するものです。

以上、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします

○議長（白石 幸喜君） ただいま説明が終わりました。

これから、発議第1号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。

したがって発議第1号、西米良村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（白石 幸喜君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件のすべてを審議終了しました。

これにて令和7年第1回西米良村議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

○事務局長（中武敬一郎君） 一同、御起立ください。一同、礼。お疲れ様でした。

午後3時43分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員